# 「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号:2017-1-390

課題名:アジア人の末梢動脈疾患における膝下動脈の解剖学的解析

# 1. 研究の対象

2016年8月~2017年9月までに当院で下肢血管内治療を受けられた方

### 2. 研究目的 方法 研究期間

目的はアジア人の膝下動脈の解剖学的な特徴を解析することである。方法は末梢動脈疾患の治療を行う方を対象とし、下肢への血管内治療時の動脈造影検査画像を用いて解剖学的に分類する。分類法は下腿三分枝に関しては Kim らによる分類、足関節以下の動脈に関しては Kawarada らによる分類を使用する。2016 年 8 月から 2020 年 12 月までを研究期間とする。

### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報:病歴、治療歴、検査値、動脈の解剖学的分類 等

#### 4. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

### 5. 研究組織

河原田 修身 国立循環器病研究センター病院

藤村 直樹 東京都済生会中央病院 Lead Investigator

朴澤 耕治 新東京病院

全完 京都府立医科大学

吉川 公彦 奈良県立医科大学

尾原 秀明 慶應義塾大学病院

井上 芳徳 東京医科歯科大学病院

金子健二郎 新百合ヶ丘総合病院

# 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理 人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出 ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

赤松 大二朗

東北大学病院移植再建内視鏡外科 講師 〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1 TEL 022-717-7214

研究責任者:後藤 均

東北大学 消化器外科学分野 准教授

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1 TEL 022-717-7214

研究代表者:藤村 直樹

東京都済生会中央病院

〒108-0073 東京都港区三田 1 丁目 4 番 17 号 TEL:03-3451-8211

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

# 【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

### 【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合